

八峰風力開発株式会社
「(仮称) 八峰風力発電所環境影響評価準備書」
に対する勧告について

平成26年12月26日
経済産業省
商務流通保安グループ
電力安全課

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称) 八峰風力発電所環境影響評価準備書」について、八峰風力開発株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 秋田県山本郡八峰町
- ・原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・出力 : 最大20,700kW(2,300~2,850kW×最大9基)

2. これまでの環境影響評価に係る手続

環境影響評価準備書受理	平成26年 7月29日
住民等意見の概要受理	平成26年 9月29日
秋田県知事意見受理	平成26年12月 5日
環境大臣意見受理	平成26年12月 8日

問合せ先: 電力安全課 磯部、長井、笠原
電話03-3501-1742(直通)

八峰風力開発株式会社
「(仮称) 八峰風力発電所環境影響評価準備書」
に対する勧告内容

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- (1) 設置する風力発電設備の規模及び基数が確定していないことから、確定後、必要に応じて環境影響についての予測及び評価を再度行い、その結果を評価書に反映すること。
- (2) 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- (3) 追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たったの主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- (4) 調査の結果については、本事業による環境影響を分析し、調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。
- (5) 事業の実施に当たっては、最新の知見や技術等を可能な範囲で導入することにより、一層の環境影響の低減に努めること。また、現段階で予測し得ない環境保全上の問題が工事中及び供用後に生じた場合は、速やかに調査を行い、関係機関と協議の上、適切な措置を講ずること。

2. 各論

(1) 風車の影について

風車の影による近隣住居等への影響が懸念され、防風林等による影響の回避・低減は、防風林が疎林であるため、風車の影による影響を回避・低減できない恐れがある。

このため、風車の影による影響を、回避・低減するため、風力発電設備の再配置又は稼働時間の調整等の適切な環境保全措置を講ずること。

(2) 騒音等について

- ① 風力発電設備から発生する騒音のパワーレベル等について、準備書に記載されている風力発電設備と設置する風力発電設備との整合性を確認し、必要に応じて、予測及び評価を再度行い、その結果を評価書に反映するこ

と。

- ② 風力発電設備の近隣には住居が存在し、風力発電設備の稼働に伴う騒音の影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。

このため、風力発電設備の配置の再検討及び低騒音型の風力発電設備の採用を検討すること。

- ③ 供用後の事後調査は、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」に沿って実施し、その結果に応じて、稼働時間の調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

(3) 鳥類について

- ① 対象事業実施区域及びその周辺には、オジロワシ、ハヤブサ、ミサゴ等の希少猛きん類の飛翔が確認され、また、オオタカ、ハイタカ、ノスリ、ガン類等の渡りも確認されており、これら鳥類のブレード・タワー等への接近・接触に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴う。

このため、重要な鳥類等に対する環境影響を可能な限り回避・低減する観点から、これまでに実施した調査結果並びに専門家及び関係行政機関等からの助言を踏まえて、供用後の事後調査を適切に実施すること。また、ガン類等における渡りの調査が十分ではないことから、専門家等の助言を踏まえて、必要に応じて追加調査を行うこと。

- ② 鳥類の誘引が確認された場合等、事後調査により判明した内容に応じ、専門家等からの助言を踏まえて検討し、鳥の渡りの時期における鳥類との衝突のおそれがある時間帯の稼働制限等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

- ③ 衝突等による死亡・傷病個体の確認を適切に実施し、死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、重要な種の死亡・傷病個体が確認された場合は、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析への協力を行うこと。

(4) 植物について

ハマボウフウ、イソスミレの移植に当たっては、移植方法及び移植先の適切な選定が、移植先への影響の回避及び移植の成否の重要な要素となることから、専門家等からの助言を踏まえて、慎重に実施すること。

以上について、その旨を環境影響評価書に記載すること。